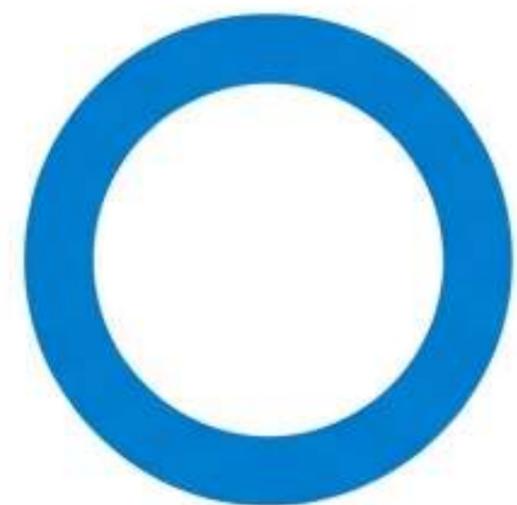


外国人住民の介護保険 加入判定ガイド

在留資格ごとの適用ルールと実務のポイント



【大原則】 対象となる外国人住民



適法に3か月を超えて滞在し、住民基本台帳に登録されていること。

- 原則として、日本人と同様に介護保険の被保険者となります。

【最新の特例】 2027年国際園芸博覧会の関係者

加入しません（第1号・第2号被保険者に該当しない）



- 対象：「特定活動」の在留資格をもつ博覧会従事者とその家族
 - 理由：活動期間に限定された滞在であり、市町村に「生活の本拠」があるとは認められないため。
- ※国保または後期高齢者医療制度への加入を希望しない旨の意向確認書を提出した者が対象。

【特例】 医療滞在とその付添い

加入しません



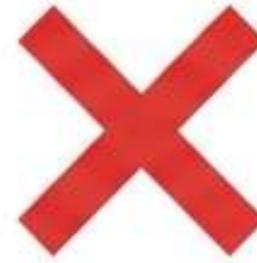
- 対象：「特定活動」のうち、医療を受ける活動、またはその日常的な世話をする活動
- 入国・在留の目的が医療に限定されているため対象外となります。

【公用と外交】 似て非なる在留資格



○ 加入する

- 「公用」の在留資格
- 「公用」の在留資格
- 3か月を超える在留期間が認められた場合（住基法の適用対象外でも加入）



× 加入しない

- 「外交」の在留資格
- 「外交」の在留資格、軍属、および
- 合衆国軍隊の構成員、軍属、およびその家族

【特例】 3か月以下の滞在期間でも加入できるケース



保険者の判断で加入扱い とすることが出来ます

- 対象：「興行」や「家族滞在」などで、在留期間が3か月以下の場合
- 条件：資料等により、実態として3か月を超えて滞在すると見込まれること。

【実務のポイント】 資格の取得と喪失のタイミング



- 新たに入国した場合：転入日
- (※平成24年の法改正前から滞在している場合は法改正の施行日)
- 法務大臣の通知により遡って
削除された場合：住民票が消
除された日

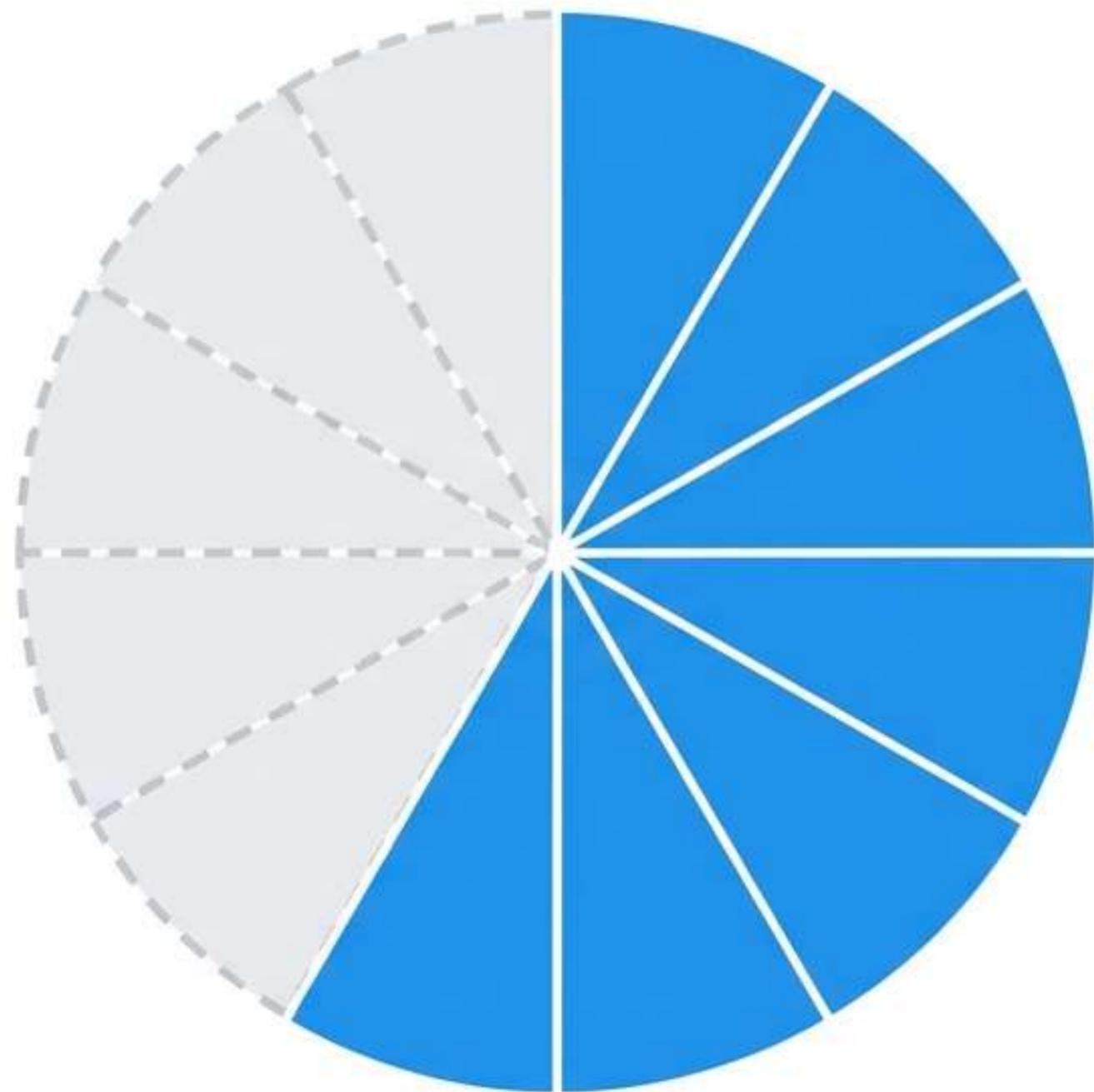
【実務のポイント】 保険料の算定と収入申告



就労不可の在留資格でも、「一律で収入ゼロ」とはみなせません

- 日本での所得がない場合でも、条例に基づき申告書の提出が必要です。
- 本人の申告に基づいて正確な算定を行ってください。

【実務のポイント】 年度途中の在留期間満了と保険料



まずは「年度末までの1年分」を賦課決定します

- 在留期間の満了日に関わらず、1年分で計算します。（在留期間3か月以下でも同様）
- その後、実際に資格を喪失した場合は、月割賦課を行って保険料を更正（精算）します。

判定まとめ（早見表）

在留資格・状況	判定	備考
3か月超の滞在＋住民基本台帳	○	大原則
2027年国際園芸博覧会（特定活動）	×	意向確認書提出者
医療滞在とその付添い（特定活動）	×	
公用（3か月超）	○	
外交・米軍関係者	×	
興行・家族滞在等（3か月以下）	△	3か月超の滞在が見込まれる場合
在留資格更新で中長期在留者でなくなった場合	△	保険者の判断で継続可能